

回覧

交通安全 いまいち

第180号【1月 うきうき笑顔まんさい編】

発行日 2026・1・28

今市交通安全協会

会長 澄田 修

担当：事務局

(今市コミュニティセンター)



2026年4月1日から

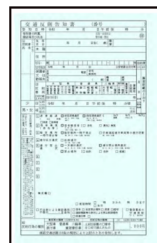
16歳以上の違反者対象

高校生も!



自転車にも

青切符導入



近年、自転車の交通違反の検挙件数は急激に増加しています。また、警視庁のデータによると、令和6年の自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3には自転車側にも法令違反があります。

現在、自転車に対する違反処理は、指導警告か、いわゆる「赤切符」等を用いた刑事手続によるもの。これが4月以降、大きく変わります。「道路交通法の一部を改正する法律」の施行により、16歳以上の者には、自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度いわゆる「青切符」制度が適用されるのです。検挙後の手続き負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、実効性のある責任追及が可能となります。16歳以上ということは高校生も対象者になり得ます。ドライバーだという自覚を持って、自転車安全利用五則（本紙裏面に掲載）など、交通ルールの徹底につとめましょう。

青切符により検挙される違反例

信号無視 反則金 6,000円

一時不停止 反則金 5,000円

右側通行 反則金 6,000円

携帯電話使用等(保持) 反則金 12,000円

制動装置(ブレーキ)不良 反則金 5,000円

※これらの違反はほんの一例です
詳しくは警察庁ルールブックをチェック→



危険性・迷惑性が高い
悪質・危険な違反の場合
交通反則通告制度等により
検挙されることがあります



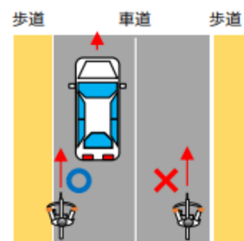
裏面もご覧ください



自転車安全利用五則

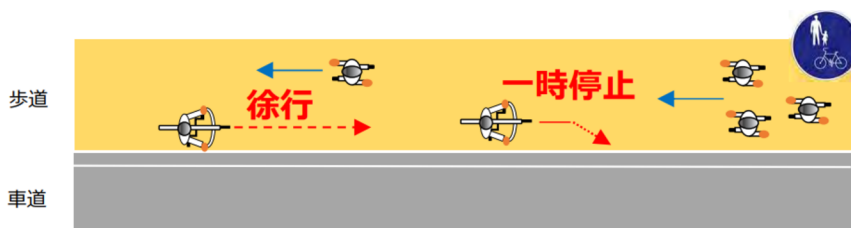
自転車は道路交通法上の「軽車両」で車の仲間。免許は必要なくてもドライバーです。正しい交通ルールを確認しましょう。

1 車道が原則、左側を運行 歩道は例外、歩行者を優先



★自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

★普通自転車は、歩道を通行できる場合、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

★車道を進行するときは「車両用信号」、歩道を進行するときは「歩行者用信号」、専用標示があるときはその信号に従います。



3 夜間はライトを点灯

★夕暮れ時など早めのライト点灯、反射材を活用しましょう。

4 飲酒運転は禁止

★体内のアルコール濃度にかかわらずお酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。

5 ヘルメットを着用

★乗車用ヘルメットの着用に努めなければなりません。

自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要です。

